

薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第32号

薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例

薩摩川内市男女共同参画基本条例（平成16年薩摩川内市条例第310号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、

「

第3章 薩摩川内市男女共同参画専門委員（第19条—第22条）

第4章 薩摩川内市男女共同参画審議会（第23条—第29条） を

第5章 雜則（第30条）

」

「

第3章 薩摩川内市男女共同参画審議会（第20条—第25条）

に

第4章 雜則（第26条）

」

改める。

前文中「人は、性別にかかわりなく」を「人は」に、

「

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っており、なお一層の改善の努力が必要とされている。

」

「

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っていることや、性自認や性的指向等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、なお一層の改善の努力が必要とされている。

また、地域社会の持続的発展のためには、少子化やデジタル技術の進展、価値観や生活様式の多様化等の社会の急速な変化に対応し、さらに多様性が尊重され、公平性が確保された誰もが安心して参加できる環境をつくり、互いに支え合う包摂性のあるダイバーシティ社会づくりが求められている。

」

「新たな世紀を迎える、少子高齢化、情報化、国際化の進展、地方分権の推進等社会経済情勢の急速な変化に対応し、男女が、互いにその」を「このような現状を踏まえ、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、すべての人が、互いに個人の」に、「性別にかかわりなく、その」を

「その」に改める。

第2条第1号中「男女が、」を「性別等にかかわらず、すべての人が、」に改め、「もって男女が」を削り、同条第2号中「前号に規定する機会に係る」を「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 性別等 生物学的な性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）及び性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあつた者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為をいう。

第3条第1号中「男女の個人」を「すべての人が個人」に、「男女が直接的」を「直接的」に、「性別」を「性別等」に、「男女が個人として」を「個人としてその個性と」に、「男女の人権」を「個人の人権」に改め、同条第2号中「男女」を「個人」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「男女」を「すべての人」に改める。

第5条中「男女が」を「すべての人が」に改める。

第8条中「性別」を「性別等」に、「配偶者間その他の男女間における身体的若しくは精神的な苦痛を与える暴力的行為（次条において単に「男女間における暴力的行為」という。）」を「ドメスティック・バイオレンス」に改める。

第9条中「おいて、」の次に「性別等による人権侵害に当たる表現、」を加え、「男女間における暴力的行為」を「ドメスティック・バイオレンス」に改める。

第10条第2項中「第23条」を「第20条」に改める。

第15条中「性別」を「性別等」に改める。

第3章を削る。

第2章中第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（市民等の申出）

第16条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、第8条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処

理するよう努めるものとする。

3 市は、前2項の申出を処理するに当たって、必要な場合は第20条に規定する薩摩川内市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章中第23条を第20条とし、第24条から第28条までを3条ずつ繰り上げ、第29条を削る。

第4章を第3章とする。

第5章中第30条を第26条とする。

第5章を第4章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の薩摩川内市男女共同参画基本条例（以下この項において「旧条例」という。）第19条に規定する薩摩川内市男女共同参画専門委員であった者に係る旧条例第22条に規定する秘密を漏らしてはならない責務については、なお従前の例による。

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第103号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第102号及び第103号」を「第1項第101号及び第102号」に改める。

第5条第1項第1号中「第97号まで及び第99号から第102号」を「第96号まで及び第98号から第101号」に改め、同条第3項中「第2条第1項第103号」を「第2条第1項第102号」に改める。

(薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部改正)

4 薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例（平成18年薩摩川内市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号キ中「男女が性別にとらわれることなく」を「性別等にかかわらず、すべての人が」に改める。